

## 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人\_\_\_\_\_殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

（通知用）

納付すべき  
1 「減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額)

(相続分)

$$\boxed{\quad\quad\quad} \text{円} \times \boxed{\quad\quad\quad} = \boxed{A} \text{円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「㉔小計(㉑-㉔)」欄の右側(「\_\_\_\_\_額」欄)の額から左欄(「当初課税額(\_\_\_\_\_額)」欄)の額を減算した額です。

納付すべき  
2 「減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

イ \_\_\_\_\_ 申告加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_ 円  
ロ 重加算税に対応する本税の額 \_\_\_\_\_ 円  
ハ 上記以外の本税の額 \_\_\_\_\_ 円

## (1) \_\_\_\_\_ 申告加算税

(基礎となる税額)

(加算税の割合)

$$\boxed{0,000} \text{円} \times \boxed{\quad\quad\quad} / 100 = \boxed{B} \text{円}$$

(基礎となる税額)

(加算税の割合 (国税通則法第\_\_\_\_\_条第2項適用分))

$$\boxed{0,000} \text{円} \times \boxed{5} / 100 = \boxed{C} \text{円}$$

\_\_\_\_\_ 申告加算税の額 (B+C) \_\_\_\_\_ 円

## (2) 重加算税

(基礎となる税額)

(加算税の割合)

$$\boxed{0,000} \text{円} \times \boxed{\quad\quad\quad} / 100 = \boxed{\quad\quad\quad} \text{円}$$

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

納付すべき  
3 「納税猶予税額控除後の 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額)

(相続分)

$$\boxed{\quad\quad\quad} \text{円} \times \boxed{\quad\quad\quad} = \boxed{\quad\quad\quad} \text{円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額(㉑-㉔-㉓-㉔)」欄の右側(「\_\_\_\_\_額」欄)の額から左欄(「当初課税額(\_\_\_\_\_額)」欄)の額を減算した額です。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-85-1-A4統一)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

\_\_\_\_ 税務署長

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

【代理人記入欄】 住 所  氏 名  連絡先	(印)	開 示 請 求 者	住所又は居所	〒 _____ 番 ( ____ - ____ - ____ )	
			(所在地)		
			フリガナ		
			氏名又は名称	(印)	
連絡先		生年月日		被相続人との続柄	

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	
相続開始年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を ____ 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の  期限内申告  期限後申告  修正申告  更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する□に✓印を記入してください。)

- 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)

- 遺産分割協議書の写し  戸籍の謄(抄)本  遺言書の写し  住民票の写し
- その他( \_\_\_\_\_ )
- 私は、相続時精算課税選択届出書を \_\_\_\_\_ 署へ提出しています。

7 開示書の受領方法(希望される□に✓印を記入してください。)

- 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。)
- 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

本人(代理人)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証	確認者
確認方法	<input type="checkbox"/> その他( _____ )	
委任の確認	開示請求者への確認 ( ____ . ____ . ____ ) 委任状の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( _____ )	



特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

平成____年____月____日 _____ 税務署長	受贈者	住所 又は 居所 フリガナ	〒 _____ 電話 ( _____ )
	氏名 (生年月日)	(大・昭 _____ 年 月 日)	Ⓜ
特定贈与者との続柄			

(平成20年分以降用) ○この同意書は申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意  
 上記受贈者が、平成\_\_\_\_年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者\_\_\_\_\_  
 から贈与により取得した\_\_\_\_\_の株式(出資)について、次の特例の規定の適用を  
 受けることに同意します(適用を受ける特例の□の中に入れて印を記入してください。)

- 租税特別措置法第70条の3の3第1項(特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例)
- 租税特別措置法第70条の3の4第1項(特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例)

	フリガナ 氏名	住所又は居所	特定贈与者 との続柄
特定贈与者の 推定相続人	Ⓜ		
	Ⓜ		
	Ⓜ		
	Ⓜ		
	Ⓜ		
	Ⓜ		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合の その事情その他参考となるべき事項

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

作成税理士	Ⓜ	電話番号	
-------	---	------	--

整理簿

※

## 平成\_\_年分 特定路線価設定申出書



税務署長

平成\_\_年\_\_月\_\_日

 申出者 住所(所在地) \_\_\_\_\_  
 (納税義務者)

氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印

職業(業種) \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 相続税申告のため(相続開始日__年__月__日) 被相続人 { 住所 _____ 氏名 _____ 職業 _____ } <input type="checkbox"/> 贈与税申告のため(受贈日__年__月__日)
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおりに
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日__年__月__日 (4) その他 [ _____ ]
4 連絡先	〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 職 業 _____ 電話番号 _____
5 送付先	<input type="checkbox"/> 申出者に送付 <input type="checkbox"/> 連絡先に送付
* □欄には、該当するものにレ点を付してください。	

※印欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〒  
届出者住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_ )

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与相続(遺贈)を受けた年月日		昭和 平成	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名			
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細					
(1) 所在場所 .....					
(2) 地 目 .....					
(3) 面 積 .....					
(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。					
2 農地等の譲渡をした日 ..... 平成____年____月____日					
3 農地等の譲渡先 ..... 所在地_____					
名 称_____					
4 その他参考事項					
※ 添付書類					
<input type="radio"/> 公共事業施行者の証明書 <input type="radio"/>					
<input type="radio"/> <input type="radio"/>					

関与税理士 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

(資12-56-A4統一)

(裏)

### 記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

#### 1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。

#### 2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 「公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

#### 3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

営農困難時貸付けに関する届出書

整理簿番号 ※

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

租税特別措置法 第70条の4 第21項  
第70条の6 第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について  
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※印は記入しないでください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭 和 年 月 日 平 成

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)	
(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。 (2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。 (3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。 (4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。 (5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合は除きます。 (6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。	

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。)

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-110-1-A 4 統一)

## 「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 営農困難時貸付けに関する届出書の「2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人

**精神障害者保健福祉手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) (2)を○で囲んだ人

**身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) (3)を○で囲んだ人

**介護保険の被保険者証の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) (4)を○で囲んだ人

**身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) (5)を○で囲んだ人

**身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) (6)を○で囲んだ人

**市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- 2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(資 12-110-3-A4 統一)



## (1) (1)を○で囲んだ人

イ 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地保有合理化法人の書類**

ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

## (2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

## (3) (3)を○で囲んだ人

届出に係る営農困難時貸付け農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

## (4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ）届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

## (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地保有合理化事業を行う法人の書類**

- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について  
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
  - (1) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
**精神障害者保健福祉手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
  - (2) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
**身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
  - (3) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
**介護保険の被保険者証の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
  - (4) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
**身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
  - (5) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（(4)に該当する人を除きます。）  
**身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
  - (6) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人  
**市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(資12-111-3-A4統一)

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

イ 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地保有合理化法人の書類**

ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定

又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地保有合理化事業を行う法人の書類**

- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部  
について納税猶予が認められない旨の通知書

(通  
知  
用  
)

第\_\_\_\_\_号  
平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

〒  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_様

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

あなたは\_\_\_\_\_殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額\_\_\_\_\_円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イーロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A - B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由


(資 12③-7-2-A4 統一)

山林の相続税の申告された納税猶予税額  
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

## 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 \_\_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

あなたは \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 \_\_\_\_\_ 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由




**山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書****使用目的**

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

〒 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税務署長

### 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から相続により取得した特例山林の相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 \_\_\_\_\_ 円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 \_\_\_\_\_ 税務署長です。

**山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書****使用目的**

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署  
受付印

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒 \_\_\_\_\_

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
(林業経営相続人)

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた  
いので、次に掲げる税額等について確認し、同条第9項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

山林の相続（遺贈）があった年月日	平成 年 月 日
------------------	----------

被相続人	住所	氏名
------	----	----

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） ..... 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

- 2 今回の基準日における猶予中相続税額
- (1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 ..... 円
- (2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 ..... 円
- (3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 ..... 円  
(内 \_\_\_\_\_ 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	____年分	____税務署	____円
今回の基準日の属する年の2年前分	____年分	____税務署	____円
今回の基準日の属する年の前年分	____年分	____税務署	____円

- 【添付書類】
- 1 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
  - 2 森林法施行規則第42条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
  - 3 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12③-1-A4統一)